

令和8年度

甲府市介護サービス事業者等集団指導

施設サービス

## 高齢者虐待防止について

# 高齢者虐待の未然防止 早期発見・早期対応・再発防止



## 高齢者虐待防止法

正式には

**「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する  
支援等に関する法律」**といいます。（以下「法」という）

○目的は、高齢者の**権利利益の擁護**（法第1条）

○定義（法第2条）

①高齢者は**65歳以上**の者

②虐待は、**養護者、及び養介護施設従事者等**によるもの



## 高齢者虐待防止法

### ○早期発見（法第5条）

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係する及び養介護施設従事者、医師（中略）高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。**

### ○通報（法第21条第1項）

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を**発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**



## 守秘義務との関係

### 通報について

通報義務を課されたが、虐待を受けた入所者等の情報を本人の同意なく行政に伝えることは、守秘義務に反しないか？

適切な通報、情報提供であれば、通報者は法律上、保護されています。

もちろん、虐待の対応をする本市職員等には、**守秘義務**が課せられています。

(法第8・17条)

**虐待を発見した時は、速やかに通報を！**

通報先	養介護施設従事者等による虐待	甲府市 指導監査課	055-223-7056
	養護者による虐待	甲府市 地域保健課	055-237-1173



## 高齢者虐待とは？

- ① **身体的虐待**・・・身体に外傷が生じる行為、生じる恐れのある暴行
- ② **介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）**・・・  
必要な介護や世話をしない等の行為
- ③ **心理的虐待**・・・暴言を吐く、拒否をし続ける、無視する等の行為
- ④ **性的虐待**・・・性的な行為の強要または性的羞恥心を催す行為
- ⑤ **経済的虐待**・・・

高齢者本人の合意なしに、本人以外のために金銭を消費すること。  
あるいは、本人にとって必要な金銭の使用を制限すること。



高齢者虐待の防止に大切なこと

まずは**未然防止**！

「虐待になる**前**に相談しよう」

「不適切**か**もしれないから言っておこう」

次に**早期発見・早期対応**

まずは虐待の起こる状況を解消する

そして**再発防止**



## 甲府市における施設での虐待通報件数

**令和7年度の虐待に関する調査件数 12件**

**令和6年度 13件      令和5年度 12件**

令和元年度以降、増加傾向で、5年度以降は年間10数件で高止まりしている。



## 虐待防止体制の整備

# 令和6年度より

全ての介護サービス事業者を対象に介護施設等において虐待防止体制の整備が義務付けられました。

虐待の発生又は  
その発生を防止するための  
委員会の開催  
(虐待防止検討委員会)

虐待防止  
指針の  
整備

研修の  
実施

虐待担当  
者の設置



## 虐待のサイン

- ① **身体に不自然な傷やあざがあり、高齢者自身や介護職員の説明に一貫性がない**
- ② **特定の職員を避ける**  
→その職員の入所者等への介護の様子が乱暴に見えるなど
- ③ **衣服が汚れたまま、身体の不潔（髭、爪、皮膚など）、身体から異臭がする。**



## 虐待等発生の主な要因について

# どうして虐待が起こるのか・・・

### ① 職員の知識不足、倫理観の欠如

知識・意識の不足、倫理観の欠如に関する問題

### ② コミュニケーション不足

指導管理体制・チームケア・連携が不十分

### ③ ストレス・感情コントロール

ストレスや感情コントロールの問題



① 職員の知識不足、倫理観の欠如について

○ 職員の知識不足、倫理観の欠如に起因するリスク

**虐待の類型を知らない。**

⇒ **自分の行っていることが虐待だと認識できない。**

※虐待の芽チェックシートの活用も検討。

(東京都福祉保健財団のHP掲載)



## ②コミュニケーション不足について

### ○コミュニケーション不足に起因するリスク

日勤・夜勤と全体的にコミュニケーションが取れないことによる指導管理体制・チームケア・連携が不十分。

⇒**不適切ケア等の段階で相談・連携できず、虐待に発展。**



### ③ストレス・感情コントロールについて

## ○ストレス・感情コントロールに起因するリスク

**対応困難な利用者へのケア等に関する情報共有と  
その対応が明確化されない。**

**⇒ケアの質が各職員の資質等に依存することとなり、**

**職員の不安、ストレスの増加**



## 皆様をお願いしたいこと

- **具体的な事例を交えた知識の定着と倫理観の醸成**
- **夜勤職員を含めた円滑な職員間のコミュニケーション**
- **職員の不安、ストレスの軽減**

目指すは、  
『高齢者虐待のない社会が実現すること』

